

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ

高額療養費・高額介護合算療養費・入院時生活療養費制度が見直されます

70 歳以上の高額療養費制度の見直しについて

同じ月内に支払った医療費の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。8 月診療分から自己負担限度額が段階的に変わります。

自己負担限度額（70 歳以上の方） 7 月診療分まで

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （多数該当 44,400 円）※1
一般	12,000 円	44,400 円
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円



自己負担限度額（70 歳以上の方） 8 月診療分から平成 30 年 7 月診療分まで

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （多数該当 44,400 円）※1
一般	14,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 （多数該当 44,400 円）※1
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円



自己負担限度額（70 歳以上の方） 平成 30 年 8 月診療分から

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
課税所得 690 万円以上	廃止	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1％ （多数該当 140,100 円）※1
課税所得 380 万円以上	廃止	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1％ （多数該当 93,000 円）※1
課税所得 145 万円以上	廃止	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （多数該当 44,400 円）※1
一般	18,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 （多数該当 44,400 円）※1
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1（）内の金額は、多数該当（過去 12 か月に 3 回以上高額療養費（世帯単位）の支給を受け 4 回目の支給に該当）の場合に適用します

70 歳以上の高額介護合算療養費制度の見直しについて

同一世帯の被保険者で、医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合算し、算定基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。平成 30 年 8 月診療分から算定基準額が段階的に変わります。

平成 30 年 7 月診療分まで

所得区分	算定基準額 (後期高齢者医療制度 又は 国民健康保険制度 + 介護保険)
現役並み 所得者	670,000 円
一般	560,000 円
区分Ⅱ	310,000 円
区分Ⅰ	190,000 円



平成 30 年 8 月診療分から

所得区分	算定基準額 (後期高齢者医療制度 又は 国民健康保険制度 + 介護保険)	
課税所得 690 万円以上	2,120,000 円	
課税所得 380 万円以上	1,410,000 円	
課税所得 145 万円以上	670,000 円	
一般	600,000 円	560,000 円
区分Ⅱ	340,000 円	310,000 円
区分Ⅰ	340,000 円	190,000 円
	(70 歳未満)	(70 歳以上)

65 歳以上の入院時生活療養費制度の見直しについて

65 歳以上の被保険者が医療病床に入院する場合、被保険者が負担する食事と生活療養にかかる標準負担額のうち居住費が段階的に変わります。

9 月診療分まで

区分	一日当たり居住費
医療区分Ⅰ (入院医療の必要性が低い場合)	320 円
医療区分Ⅱ、Ⅲ (入院医療の必要性が高い場合)	0 円



10 月診療分から平成 30 年 3 月診療分まで

区分	一日当たり居住費
医療区分Ⅰ (入院医療の必要性が低い場合)	370 円
医療区分Ⅱ、Ⅲ (入院医療の必要性が高い場合)	200 円 ※ 2



平成 30 年 4 月診療分から

区分	一日当たり居住費
医療区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	370 円 ※ 2

※ 2 指定特定医療を受ける指定難病の患者はこれまでどおり 0 円となります

問合せ先 ・住民課 保険年金係 ☎92-7934
・佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155 (京町JAスタンド交差点南側)

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆

後期高齢者医療保険に加入している方へ

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75 歳以上（障害認定を受けている方は 65 歳以上）の方が対象です。
平成 29 年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付します。

保険料の支払い方法は、・特別徴収（年金からの納付）

・普通徴収（口座振替又は納付書での納付）となります。

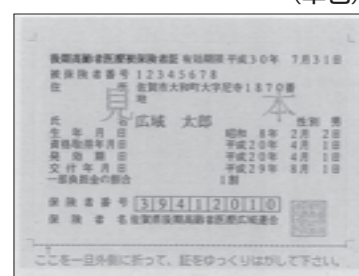
納付書での納付される方は、同封している納付書で納めてください。

後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

（草色）

今お持ちの被保険者証（桃色）の有効期限は、平成 29 年 7 月 31 日までとなっています。新しい被保険者証（草色）は、7 月中旬に簡易書留で郵送しますので、8 月以降ご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証（桃色）は、7 月 31 日までご使用いただき、その後は裁断等をして確実に廃棄していただくか、住民課に返還してください。



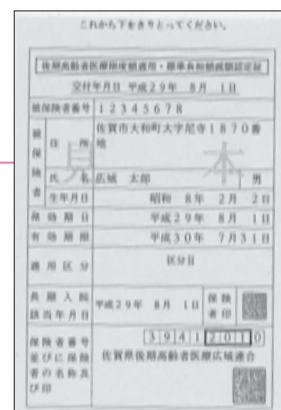
【お願い】

新しい被保険者証（草色）が届きましたら、**住所・氏名・性別・生年月日**の確認をお願いします。
もし、記載内容に誤りがある場合は、住民課までご連絡ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成 29 年 7 月 31 日までとなっています。新しい認定証は、継続対象の方のみ 7 月中旬に被保険者証と一緒に郵送いたします。

なお、**認定証の更新手続は必要ありません。**



問合せ先 ・住民課 保険年金係 ☎92-7934
・佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

▽支給対象者

平成 28 年度分の住民税が課税されていない方で、平成 28 年 1 月 1 日時点で住民票が基山町にある方。ただし、

・住民税において課税者の扶養親族になっている場合
・生活保護の受給者である場合
などは除きます。

※対象と思われる方には、5 月中旬に申請書を郵送しています。

※対象の有無等については、個人情報保護のため電話での回答ができない場合があります。

※申請・問合せ先

健康福祉課 社会福祉係
☎92-7964